

議案第 4 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の資金に充てる。
災害救助基金	災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助のための資金に充てる。
墓地整備事業基金	墓地整備事業の資金に充てる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の表の改正規定（スポーツ振興基金に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

スポーツ振興事業の資金に充てるための基金、災害救助法に基づく救助のための資金に充てるための基金及び墓地整備事業の資金に充てるための基金を設置するため、この条例を制定するものである。